

(株)CRC食品環境衛生研究所

厚生労働省登録検査機関として

需要喚起を促進

西日本トップクラスの各種検査実績を誇るCRCグループ。その中核を担う(株)CRC食品環境衛生研究所は、主に食品検査や水質・大気検査、環境保全分野で高精度の衛生検査を受託し続けている。

同社は2015年6月に試験所・校正機関に対する国際規格「ISO/IEC17025」認定を取得。18年2月には食品衛生法に基づく「厚生労働省登録検査機関」に登録され、輸人品などの命令検査や収去食品などの試験業務を受託している。すでに認定済の「水道法20条の水質検査登録」と合わせ、同社は2つの登録検査機関に指定されている。

今年3月9日には「食品表示基準」が改正され、加工食品への表示義務となる特定原材料に「くるみ」が追加。今回の改正では、く

るみによるアレルギーの症例が過去9年間で10倍に急増していることを受け、表示推奨から表示義務に格上げされることとなった。

原材料にくるみを含む食品を製造している事業者については、経過措置期間（令和7年3月31日まで）以内に表示ラベルの切り替えを行う必要がある。同年4月1日以降は加工食品への表示をしなければならぬ。同社ではくるみの定量、定性、簡易検査3種類の受託を開始。くるみ以外の食物アレルギー検査ほか、特定原材料やそれに準ずる食物アレルギーのほとんどが検査可能という。今後も厚生労働省の登録と国際規格認定に基づく信頼性を背景に、質の高いサービスを提供することで新たな需要喚起を促し、さらなる業績伸展、業容拡大を図っていく。

食物アレルギー検査

アレルギー表示の義務項目に「くるみ」が追加されました

弊社では、特定原材料をはじめ各種食物アレルギー検査を受託しております。食品表示対策やコンタミネーションリスクの確認として、ぜひご利用ください。

「くるみ」追加※
(消費者庁通知)

NEW

特定原材料(8種)

表示義務があるもの	 卵	 乳	 小麦	 そば	 落花生	 えび	 かに	 くるみ
-----------	---	---	--	--	---	--	--	--

※食品表示基準の改正に伴い、「くるみ」が義務表示となる「特定原材料」に移行(2023年3月9日施行:2025年3月31日まで経過措置)

厚生労働省登録検査機関(食品衛生法・水道法)

CRC食品環境衛生研究所
〒813-0062 福岡市東区松島5丁目7-6 TEL:092-623-2211 FAX:092-623-2212

佐賀営業所 〒840-0023 佐賀市本庄町袋131-16 TEL.0952-27-0831
長崎営業所 〒852-8002 長崎市弁天町1-21 TEL.095-864-7027
諫早営業所 〒859-0405 諫早市多良見町中里129-9 TEL.0957-28-5031
鹿児島営業所 〒890-0064 鹿児島市鴨池新町6-2 TEL.099-253-2867



水質検査/環境計量証明事業に関する検査/食品検体検査に関する業務/温泉分析に関する業務/食品工場・厨房内等の衛生調査/作業環境測定に関する業務